

「狛江市子どもの権利条例」普及啓発リーフレットが完成しました！ ～「みんなの声で狛江が変わる！」子どもたち自らが企画・編集に携わりました～

令和8年4月1日からの「狛江市子どもの権利条例」施行に合わせ、条例の理念を市民や子どもたちに広く周知するため、2種類の普及啓発リーフレットを作成しました。

特に子ども向けリーフレットは、公募で集まった小学3年生から18歳未満の子どもたち15人が「子ども編集委員」として全4回のワークショップに参加し、自分たちの言葉やアイデアを詰め込んで作り上げたものです。本リーフレットを通じて、子どもが一人の「権利の主体」として大切にされるまちづくりを推進してまいります。



詳細はこちら

■リーフレットの概要

1. 種類と対象

▽ 子ども向け

小学生から高校生世代向け。子ども編集委員が考案したストーリーやキャラクターを使い、権利をわかりやすく解説



▽ 一般向け

保護者、大人、施設関係者、団体向け。条例の逐条解説や各主体の役割を紹介



2. 主な内容

▽ 「特に大切にしたい4つの権利(生きる権利及び成長・発達する権利、ありのままにいられる権利、自分で自分のことを決める権利、意見表明及び参加・参画する権利)」の紹介

▽ 子どもからのメッセージ:「大人や他の子と比べることなく、一人の子どもである『私』を見て尊重してほしい」等、ワークショップで出た生の声を掲載

▽ 相談窓口の案内:困ったときに一人で悩まず相談できるよう、各種窓口を二次元コードとともに紹介

3. 配布・周知方法

▽ 令和8年4月から、市内の小・中学校を通じて全児童・生徒に配布したほか、市役所、児童館、図書館等の各公共施設に配架

▽ 市の子育て情報専用サイト「こまえ子育てねっと」にて、PDF版を公開中

令和7年12月から令和8年2月にかけて計4回のワークショップを開催しました。子どもたちが「自分たちの権利とは何か」を話し合い、デザインやイラストの方向性、掲載するエピソードなどを主体的に決定しました。



【本件に関するお問い合わせ】

狛江市子ども家庭部子ども若者政策課 山口

電話:03-3430-1111(内線2305)

E-mail:koseik@city.komae.lg.jp